

会議録

会議の名称	第60回西東京市建築審査会
開催日時	令和6年10月17日（木曜日）午後2時から3時25分まで
開催場所	保谷東分庁舎 地下1階会議室1
出席者	【委員】 井上会長、杉崎委員、鈴木委員、原田委員、三沢委員 【特定行政庁】 古厩部長、名古屋課長、海老澤係長、鈴木主任、関口主任 【事務局】 佐藤主幹、山本係長、長谷川主任
議題	議題1 第59回会議録（案）について 議題2 議案第88号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議案第89号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議案第90号 建築基準法第43条第2項第2号による許可に関し西東京市建築審査会の同意を求めることについて 議題3 その他
会議資料の名称	資料1 第59回会議録（案） 資料2 議案第88号 資料3 議案第89号 資料4 議案第90号
傍聴人	なし
記録方法	☐ 全文記録 ☒ 発言者の発言内容ごとの要点記録 ☐ 会議内容の要点記録
会議内容	
○委員 第60回西東京市建築審査会を開会する。 まず、議題1 第59回会議録（案）について、説明を求める。 ○事務局 （第59回会議録（案）の説明） ○委員 第59回会議録（案）について、意見、質問等があれば発言をお願いします。 （意見なし） ○委員 それでは、議事終了後に第59回会議録への署名を鈴木委員にお願いします。 ○委員 次に、議題2 議案第88号について、説明を求める。 ○特定行政庁 （議案第88号の説明） ○委員 議案第88号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。 ○委員 203番84の筆は計画敷地に含まれないのか。 ○特定行政庁 計画敷地に含まれず、協定対象範囲としている。 ○委員	

203番82の筆にある建築物が建てられたのはいつか。

○特定行政庁

昭和51年である。

○委員

当該道が位置指定道路となるためには、何が必要か。

○特定行政庁

位置指定道路の規定による幅員及び隅切りの確保が必要である。

○委員

計画敷地の1cm後退する部分はどのような状況か。

○特定行政庁

計画敷地のC B 堀が1cm越境しているため、後退する計画である。

○委員

当該道から道路に接続する部分で火災があったとしたら、どのようなことから安全上支障がないと言えるのか。

○特定行政庁

建築基準法における道路は、4mの幅員が避難、通行の安全等の確保のための最低限の基準である。一般交通の用に供する道で、将来的に4mの幅員を確保することが担保されていれば、道路と同じ条件が整うため安全上支障がないと考える。

○委員

計画建築物は建築基準法第61条に規定する性能以上である西東京市建築基準法第43条第2項第2号許可に関する審査基準を満たしている。

○委員

当該道について、過去に協定が締結されたのはいつか。

○特定行政庁

平成3年と平成16年である。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第88号についての質疑を終了する。

続いて、議案第89号について、説明を求める。

○特定行政庁

(議案第89号の説明)

○委員

議案第89号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。

○委員

資料3 5 協定図について、現況幅員が4mあるのに、なぜ将来後退部分があるのか。

○特定行政庁

未接道地が生じないように調整したと聞いている。

○委員

本協定後、843番4の敷地は分割できるのか。

○特定行政庁

分割できない。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第89号についての質疑を終了する。

続いて、議案第90号について、説明を求める。

○特定行政庁

(議案第90号の説明)

○委員

議案第90号について、意見、質問等があれば発言をお願いします。

○委員

避難経路が隣地の駐車場を経由しているが、今後も確保されていくのか。

○特定行政庁

隣地の土地所有者から避難経路として使用することについて書面による承諾が得られており、今後も確保されるものとする。

○委員

当該道について前回締結された協定と、今回締結された協定の範囲は同じか。

○特定行政庁

協定対象範囲は前回より減少している。

○委員

当該道が位置指定道路となるためには、どのような整備が必要か。

○特定行政庁

位置指定道路の規定による幅員、隅切り及び転回広場の確保が必要である。

○委員

道の部分の所有者のうち、所在が不明となっている方の経緯を把握しているか。

○特定行政庁

登記簿に記載されている住所を複数回訪問したが、当該所有者は居住していなかったと聞いている。

○委員

資料4 6 公図の写しについて、5番3や5番5のように細い筆の土地があるのはなぜか。

○特定行政庁

5番3や5番5の地目は宅地である。家屋調査士が調査したところ、筆のラインと現況道となっている部分がずれているのではとのことだった。4番28については、過去の協定では対象範囲に含まれていたが、この筆を含まなくても現況が4mあるため、今回の対象範囲から外したと聞いている。

○委員

計画敷地内に道の中心から3m以上後退した上空まで解放された交通上支障がない空地を確保することだが、この部分は道として一般交通の用に供するものなのか。

○特定行政庁

道として一般交通の用に供するものではない。

○委員

ほかに意見、質問等はないか。ないようであれば、議案第90号についての質疑を終了する。

続いて評議を行う。

評議内容は非公開

議案第88号・・・同意する。

議案第89号・・・同意する。

議案第90号・・・同意する。

○委員

次に、議題3 その他 次回会議の開催について、事務局からの説明を求める。

○事務局

今回の建築審査会の開催については、事務局から改めて連絡する。

○委員

本日予定していた議題は終了した。ほかによろしいか。
これをもって、第60回西東京市建築審査会を終了する。